



金沢城下町を後世に伝えるために 埋蔵文化財の保護に関する

Q&A



文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。

文化財としてよく知られているものに建造物、仏像や絵画など有形文化財と呼ばれるものがありますが、埋蔵文化財と呼ばれる土地に埋蔵されている文化財も過去の歴史・文化を知る上で大変重要なものです。

近年、金沢の旧城下町としての価値の高さが広く認められるとともに、その歴史遺産の保護が重要な課題となっています。

本市ではまちづくりと連携しながらこの課題に取り組むため、その第一歩として平成23年4月から主に金沢城の外惣構跡内側の区域を埋蔵文化財の包蔵地とする予定です。

このパンフレットは、埋蔵文化財の包蔵地などに関して一問一答形式で説明したものです。旧城下町の埋蔵文化財の保護について市民の皆様のご理解を深めていただければ幸いです。

◇埋蔵文化財とは？

Q1

埋蔵文化財とは？

A1

土地に埋蔵されている文化財（一般に遺跡と呼ばれている）のことです。遺跡には貝塚、古墳、住居跡、城跡などの遺構があり、遺物には土器、木器、石器などがあります。

Q2

周知の埋蔵文化財包蔵地とは？

A2

埋蔵文化財の存在が知られている土地のことです。

本市でも、500箇所を超える周知の埋蔵文化財包蔵地があり、必要に応じて発掘調査を実施しています。

Q3

なぜ、埋蔵文化財の調査が必要なのですか？

A3

埋蔵文化財は、調査により土地に埋もれてきた地域の歴史を、具体的に明らかにすることができます。

埋蔵文化財は、一度壊されると元に戻すことはできません。できればそのまま現状で保存されるのが望ましいわけですが、なかなか困難なものも現実です。そこで、保存できない場合は、発掘調査を行い記録を残すこととなります。

◇旧城下町区域をどうするのか？

Q4

なぜ、旧城下町区域を周知の埋蔵文化財包蔵地とする必要があるのですか？

A4

本市は、歴史都市の認定や重要文化的景観の選定などにより、旧城下町の価値の高さが国レベルで認められています。

特に、旧城下町区域の埋蔵文化財は、歴史都市や重要文化的景観の価値の根幹となる重要な区域です。その埋蔵文化財包蔵地が、未調査のまま消滅していくことは金沢にとって大きな損失と言え、その保護を図る必要があります。

Q5

今回、周知の埋蔵文化財包蔵地となる範囲は具体的にどの範囲ですか？

A5

【現在】旧城下町区域の江戸時代に属するものは、金沢城跡、兼六園、加賀八家の屋敷跡などが周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。

【今回】外惣構跡で囲まれた内側の区域及び重要文化的景観として国の選定を受けている出羽町付近を含めた約 200ha の範囲が包蔵地となります。

(別図参照)



金沢城跡



西外惣構跡

◇周知の埋蔵文化財包蔵地になると？

Q6

周知の埋蔵文化財包蔵地になると、どのような制限があるのですか？

A6

建築工事や土木工事などを行う場合に、着手する60日前までに国に届出が必要となります。窓口は金沢市です。

Q7

埋蔵文化財包蔵地になると、工事はできないのですか？

A7

工事で包蔵地が壊れる場合には、発掘調査が必要となります。調査が終了した後に工事が可能となります。ただし、壊れる範囲が狭い場合や影響が少ない場合は工事の際に立会調査など簡易な調査を行います。

Q8

発掘調査などに掛かる費用は、誰が負担するのですか？

A8

試掘確認調査など簡易な調査については、金沢市が負担します。
本格的な発掘調査が必要な場合は、一部を除き事業主の負担となります。

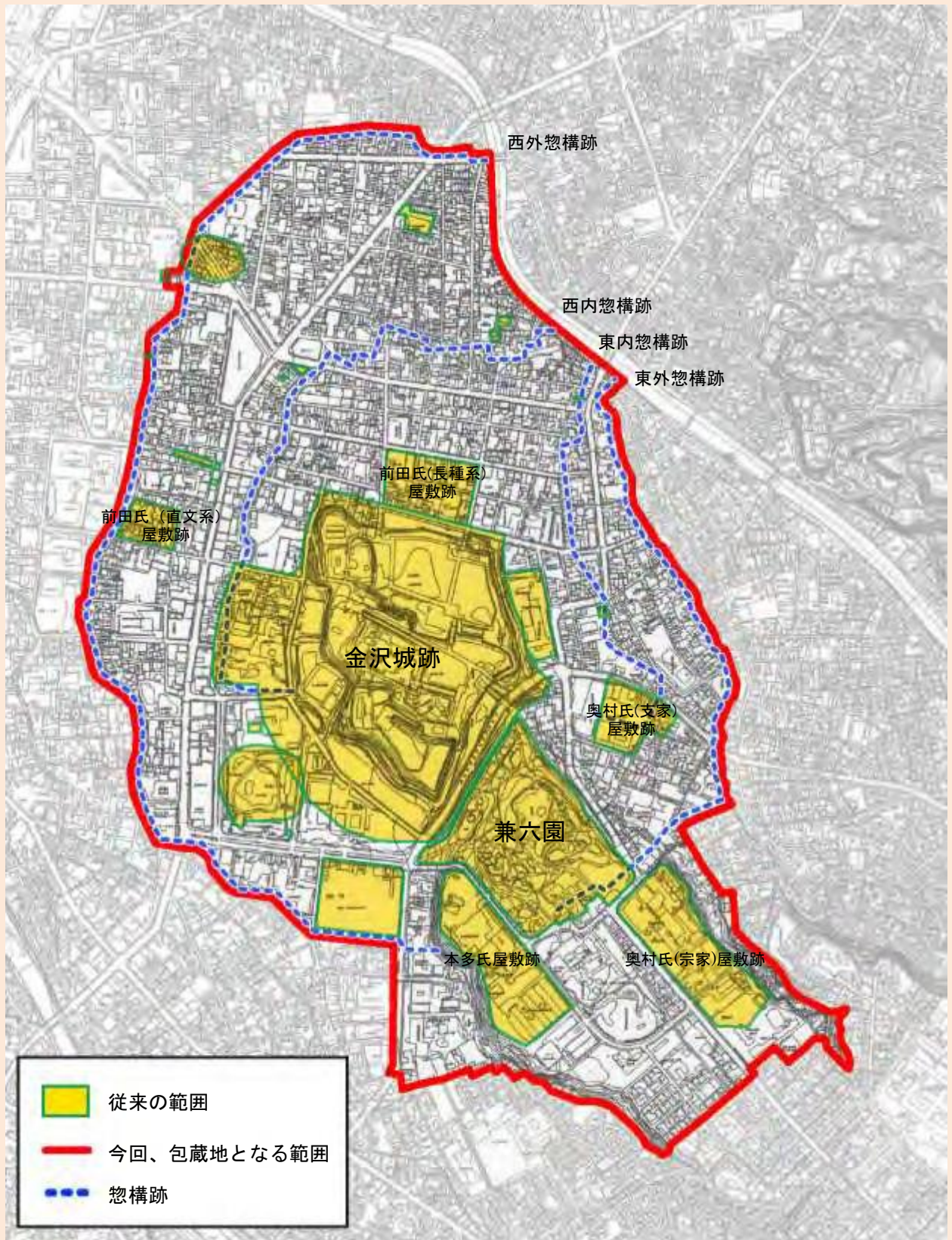
Q9

事業主が発掘調査を行う場合、費用に対する補助制度はあるのですか？

A9

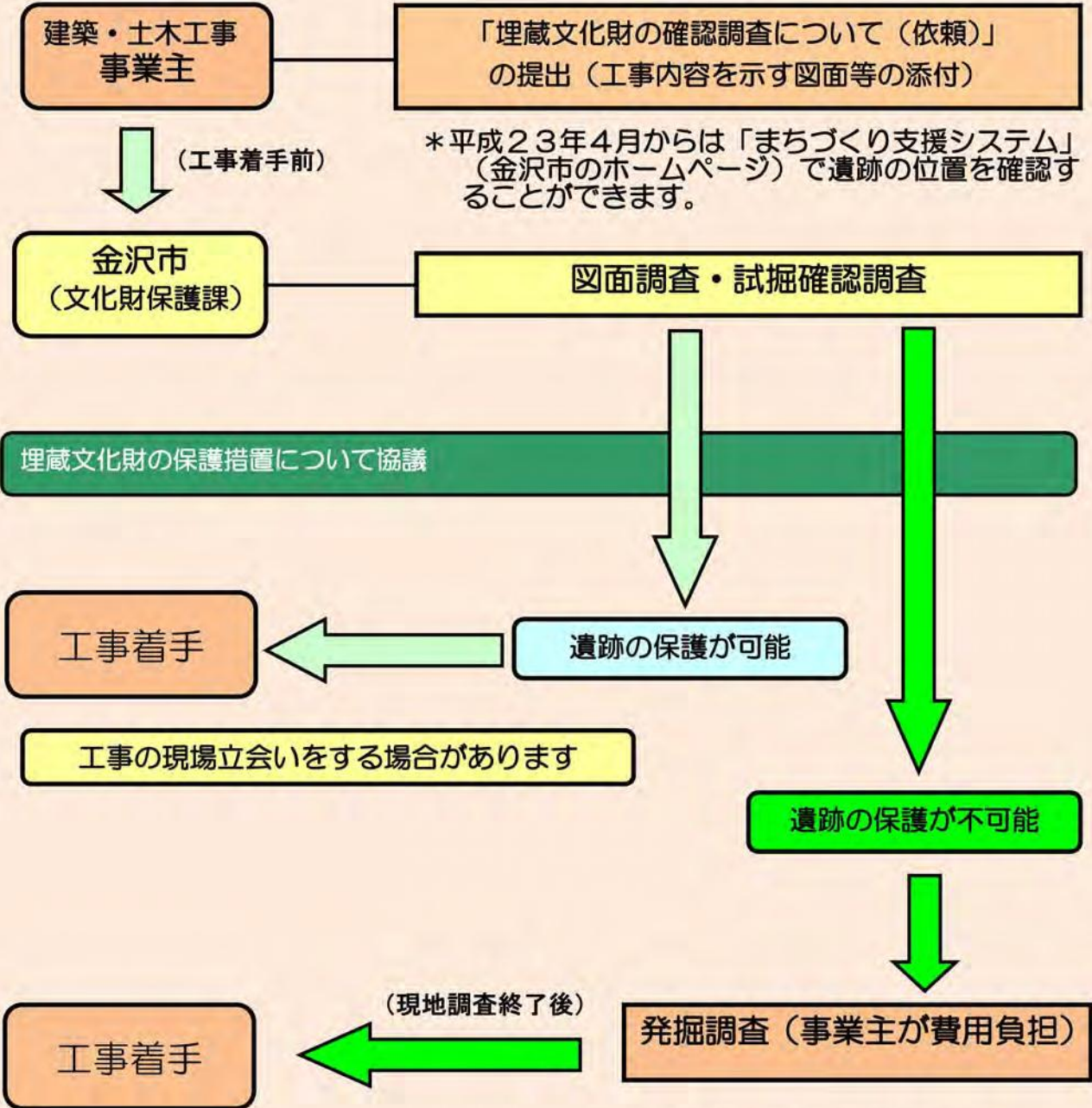
事業主自身が居住する専用住宅を建設する場合など一定の条件を満たすものについては、発掘調査に対して国から補助金を受けることができます。

*具体的な手続きは別図「埋蔵文化財の手続きの流れ」を参照してください。



平成23年4月1日から埋蔵文化財包蔵地となる範囲

埋蔵文化財包蔵地に関する手続きの流れ



*平成23年4月からは「まちづくり支援システム」（金沢市のホームページ）で遺跡の位置を確認することができます。

*個人住宅を建設する場合は、国の補助制度があります。

金沢市文化財保護課
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
電話：076-220-2469 Fax：076-224-5046
E-mail：bunkazai@city.kanazawa.lg.jp